

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年9月24日(2009.9.24)

【公表番号】特表2009-510899(P2009-510899A)

【公表日】平成21年3月12日(2009.3.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-010

【出願番号】特願2008-533322(P2008-533322)

【国際特許分類】

H 04 N 1/00 (2006.01)

H 04 N 1/387 (2006.01)

B 41 J 29/38 (2006.01)

B 41 J 21/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N 1/00 107Z

H 04 N 1/387

B 41 J 29/38 Z

B 41 J 21/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月24日(2009.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メッセージを送付する方法であって、

中央サービスでメッセージを受信することであって、該中央サービスは、一連のユーザ設定を保存するデータベースを備える、ことと、

該メッセージを構文解析し構成要素の部分に分離することと、

該ユーザ設定により該メッセージを構成することと、

該メッセージをフォーマットすることと、

ネットワークを経由して該フォーマットされたメッセージを受信者に送信することとを含む、方法。

【請求項2】

前記フォーマットすることは、前記メッセージをプリント用の書式にフォーマットすることを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記フォーマットすることは、前記メッセージを所定のユーザデバイスに基づく書式にフォーマットすることを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記ユーザデバイスは、ディスプレイ、パーソナルコンピュータ、セットトップボックスおよび/またはプリンタである、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記受信することは、電子メール、SMS、MMS、ファクシミリ、ウェブベースのインターネット、インスタントメッセージシステムおよび/またはRSSを介して前記メッセージを受信することを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記メッセージは、電子メール、URLによって参照されるウェブページ、1つ以上の写真、テキストと1つ以上の写真、ニュースレター、カレンダ、アラートおよび／またはリマインダを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記ニュースレターは、前記サービスによって生成される、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記メッセージは、前記サービスによって生成される、請求項1に記載の方法。

【請求項9】

メッセージを送付するためのシステムであって、

受信者の設定により動作するように構成された受信者デバイスと、

該受信者の設定に準じて発信者から受信されるメッセージをプリンタ用の書式にフォーマットするように構成された中央サービスであって、該中央サービスは、該受信者の設定を入力するためのウェブベースのインターフェースと、該受信者の設定を保存するためのデータベースと、該受信者デバイスと通信するためのサーバとを含む、中央サービスと、

該中央サービスと協働するように接続された発信者インターフェースであって、該発信者インターフェースは、該発信者が該中央サービスにメッセージを送信することを可能とするように構成される、発信者インターフェースと、

該受信者デバイスが該ネットワークと接続する場合、該受信者デバイスを該中央サービスと協働するように接続するネットワークと
を備える、システム。

【請求項10】

前記受信者デバイスは、プリンタ、セットトップボックス、ディスプレイおよび／またはパーソナルコンピュータである、請求項9に記載のシステム。

【請求項11】

前記受信者デバイスは、インクジェットプリンタまたは昇華型プリンタである、請求項9に記載のシステム。

【請求項12】

前記受信者デバイスは、スキャナをさらに備え、該スキャナは、該受信者が前記中央サービスを介して応答を送信できるように構成される、請求項9に記載のシステム。

【請求項13】

前記中央サービスは、前記発信者に定期的なリマインダを送信することによって、前記システムの使用を促進するように構成される、請求項9に記載のシステム。